

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、その翌日)

目次

◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款の五 精神薄弱者通動寮(第四十五条の八・第四十五条の九)」を「第四款の五 精神薄弱者通動寮(第四十五条の八・第四十五条の九)」を「第四款の六 身体障害者療護施設(第四十五条の十・第四十五条の十一)」に改める。

第十条厚生援護課の項第十九号中「身体障害者授産施設」の下に「身体障害者療護施設」を加える。

第三十九条の表中

鳥取市

鳥取市

鳥取市

第四十三条の表中

鳥取市

鳥取市

を

鳥取県立身体障害者更生指導所

鳥取市

鳥取市

を

第四十四条を次のように改める。

(分掌事務)

第四十四条 肢体不自由者更生施設は、肢体不自由者の更生に必要な治療及び訓練に関する事務を分掌する。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四章第三節第四款の五の次に次の一款を加える。

第四款の六 身体障害者療護施設

(名称及び位置)

第四十五条の十 社会福祉施設設置条例第二条の規定により設置された身体障害者療護施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立身体障害者療護園	鳥取市

(分掌事務)

第四十五条の十一 身体障害者療護施設は、常時の介護を必要とする身体障害者を収容して、治療し、及び養護する事務を分掌する。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。
- 2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。
別表第二中身体障害者更生指導所長の項を削る。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 身体障害者更生相談所の看護婦

附 則

この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
一 大学卒	1 博士課程修了	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院博士課程の修了
	2 修士課程修了	学校教育法による大学院修士課程の修了
	3 旧大学院後期修了	旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学院又は研究科の第二期又は後期の修了
	4 旧大学院前期修了	旧大学令による大学院又は研究科の前期の修了
	5 旧大学院第一期修了	(一) 旧大学令による大学院又は研究科の第一期の修了 (二) 学校教育法による大学の医学部の医学科若しくは歯学科又は歯学部歯学科(医科大学の医学科又は医科歯科大学の歯学科を含む。)の専攻科の卒業
6 医大卒		(一) 学校教育法による大学の医学部医学科(医科大学の医学科を含む。)の卒業 (二) 学校教育法による大学の医学部歯学科又は歯学部歯学科(医科歯科大学の歯学科を含む。)の卒業
	二 短大卒	
	1 短大三卒	(一) 学校教育法による三年制の短期大学の卒業 (二) 学校教育法による二年制の短期大学の専攻科の卒業 (三) (一)又は(二)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	2 短大二卒	(一) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業 (二) 学校教育法による高等専門学校卒業
	7 新大卒	(一) 旧大学令による大学の医学部医学科(医科大学の医学科を含む。)の卒業 (二) (一)から(三)までに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	8 旧大卒	(一) 旧大学令による三年制の大学の卒業 (二) 学校教育法による大学の専攻科の卒業 (三) (一)又は(二)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 (四) (一)から(三)までに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

<p>5 旧専三卒</p> <p>(一) 旧専門学校令による三年制の専門学校の卒業 (二) 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校又は養護学校の専攻科(二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限り。)の卒業 (三) 又は(二)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>	<p>4 旧専四卒</p> <p>(一) 旧専門学校令による四年制の専門学校の卒業 (二) 旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による高等師範学校又は女子高等師範学校の卒業 (三) 又は(二)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>	<p>3 旧専五卒</p> <p>(一) 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十号)による医学専門学校(修業年限五年のものに限る。)の卒業 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>	<p>(一) 学校教育法による高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限り。)の卒業 (二) 航空保安大学校本科の卒業 (三) 海上保安学校本科の燈台課程の卒業 (四) (一)から(三)までに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>
<p>3 旧中五卒</p> <p>(一) 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による五年制(「高小卒」を入学資格とする三年制のものを含む。)の中学校、高等女学校又は実業学校の卒業</p>	<p>2 新高三卒</p> <p>(一) 学校教育法による高等学校は又盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>	<p>1 新高四卒</p> <p>(一) 学校教育法による高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>	<p>3 高校卒</p> <p>6 準専二卒</p> <p>(一) 旧師範学校規程(明治四十年文部省令第十二号)による師範学校の卒業 (二) 海上保安学校本科(燈台課程を除く。)の卒業 (三) (一)又は(二)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 (四) 範学校の本科(修業年限三年のものに限る。)の卒業 (五) (一)又は(四)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格</p>

		四 中 学 卒			
3 高 小 卒	2 新 中 卒	1 新 高 一 卒	4 旧 中 四 卒		
(一) 旧小学校令(明治三十三年勅令第三百四十四号)による小学校又は旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科の修了 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格		(一) 学校教育法による中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中等部の卒業 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格		(一) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)による准看護婦学校又は准看護婦養成所の卒業 (二) (一)又は(二)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	
(一) 旧中等学校令による四年制(「高小卒」を入学資格とする二年制のものを含む。)の中学校、高等女学校又は実業学校の卒業 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格		(一) 海員学校の卒業 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格			

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">昭和五十二年四月二十八日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏</p> <p style="text-align: center;">鳥取県人事委員会規則第二十八号</p> <p style="text-align: center;">職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の知事の事務部局の地方機関の項中第一更生指導所の項を削る。</p> <p>別表第二の警察の警察本部の項中「小隊長」を「小隊長」に改め、同表の警察の警察署の項中「係長」を「係長」に改める。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">4 小 学 卒</td> <td> (一) 旧小学校令による小学校専科又は旧国民学校令による国民学校初等科の修了 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格 </td> </tr> </table>	4 小 学 卒	(一) 旧小学校令による小学校専科又は旧国民学校令による国民学校初等科の修了 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 小 学 卒	(一) 旧小学校令による小学校専科又は旧国民学校令による国民学校初等科の修了 (二) (一)に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格		

附 則

この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中第一更生指導所の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中第一更生指導所の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中第一更生指導所の項を削る。

附 則

この規則は、昭和五十二年五月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】